

改正案	現行
<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等) 第四条 (略)</p> <p>2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 信組等 次に掲げる者</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十九条第二項を除き、以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）</p>	<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等) 第四条 (略)</p> <p>2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 信組等 次に掲げる者</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）</p>

を含む。)

ホ・ヘ (略)

二・三 (略)

3 (略)

(明示事項)

第八十九条 (略)

2 前項各号(第一号を除く。)の所属信用協同組合には、信用協同組合代理業者が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては同法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合

ホ・ヘ (略)

二・三 (略)

3 (略)

(明示事項)

第八十九条 (略)

2 前項各号(第一号を除く。)の所属信用協同組合には、信用協同組合代理業者が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては同法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合又は農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものとする。

会を含むものとする。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第一百十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第六條の五の二に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一條の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一條の九に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七條の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四條の二に規定する特定預金等、銀行法第十三條の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九條の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九條に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一條の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二條の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五條の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九條の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百條の

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第一百十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第六條の五の二に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一條の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一條の九に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七條の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四條の二に規定する特定預金等、銀行法第十三條の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九條の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九條に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一條の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二條の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五條の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九條の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百條の

二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホト (略)

三 (略)

二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホト (略)

三 (略)